

特許権取得費助成

国内における特許権の新規取得に要する費用の一部を助成します。

申請期間 令和 6 年 10 月 1 日 (火) ~ 10 月 31 日 (木) 午後 5 時必着

助成額 最大 **20万円**

助成率 **2/3**

本助成金の詳細は中小企業支援サイトの募集要項をご確認ください。

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/817.html>)



対象者

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有していること。個人事業主の場合は品川区内に事業所を有していること。
- (2) 品川区で引続き 1 年以上事業を営んでいること 等

対象知的財産権

特許権 ※商標権・意匠権・実用新案権は対象外です。

対象経費

国内における特許権の新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用（出願料、審査請求料、審判請求料、登録料）のうち、**令和 6 年度内に支払が完了するもの**

- ※令和 6 年度に先払いし、同期間内に至らない・行わない手続きに関するものは対象外です。
- ※弁理士費用のうち源泉徴収所得税、先行調査経費については、対象外です。
- ※特許権の維持費は対象外です。
- ※特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願に係る経費は対象外です。ただし日本国内に移行し、国内特許出願に係る経費は対象となります。
- ※その他要件がありますので、必ず募集要項をよくご確認ください。

申請方法

「品川区中小企業支援サイト」内の、品川区電子申請サービスよりお申込み、および以下の書類をアップロードください。

- ① 競争力強化支援事業実施計画書（区指定様式）※上記 QR のサイトよりダウンロードできます。
- ② 助成対象経費の支払および支払日を証する請求書、領収書等の書類
※出願前の申請の場合は、経費内訳が明確にわかる見積書等を必ず提出してください
- ③ (法人) 履歴事項全部証明書 ※3 ヶ月以内に発行のものに限る
(個人) 開業届
- ④ (法人) 法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書
(個人) 個人事業税納税証明書および住民税納税証明書または非課税証明書
※居住地用と事業所用
- ⑤ (共同出願の場合のみ) 宣誓書（区指定様式）

実績報告

助成金交付決定および経費支払後、実績報告用 URL より実績の報告および以下の書類をアップロードください。

- ① 取得する特許権に関する資料（特許庁への申請書、受領書等）
- ② 経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の 2 点。）

【お問い合わせ】

品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL 5498-6340 FAX 5498-6338